

金室・按出虎完顏家における主権確立と通婚家の選択

—遼代女真の氏族集団構造を手がかりに—

藤原崇人

はじめに	七
一 通婚家とその輩出氏族	七
二 女真姓の制定	九
三 遼代女真における諸部四分化の概念	九
四 女真姓の序列と金廷の内情	九
五 通婚家輩出氏族の選択～結びにかえて～	九

はじめに

中国東北地方の所謂旧満州の地に居住していたツングース系の女真族は、十二世紀初頭に氏族的統合を成し遂げると、西進して遼(契丹)を滅ぼし、さらに対遼戦において共同作戦を展開した北宋の戦後処理に際しての背信行為を責め、一挙に南下してその都・開封(河南省開封市)を衝き、これを陥落せしめ、現在の東北三省から内蒙古および淮水以北の華北一帯をその支配下に収める金朝を打ち建てた。

この建国が諸々の女真氏族集団の政治的・軍事的結合——氏族連合——により達成されたことは夙に知られているが、この中核を担つた集団が、按出虎水(黒龍江省阿城市東、阿什河)流域を根拠地とする完顏部(以下本稿では按出虎完顏家と称す)であった。金朝の建国後、当部は権力主体として支配階層を形成するのであるが、この集団は、建国以前の遼朝服属期から金朝の滅亡に到るまで、ほぼ一貫して独特の婚姻形態を保持していた。すなわち『金史』卷六四・章宗元妃李氏伝に、

而國朝故事、皆徒單、唐括、蒲察、擎懶、僕散、紇石烈、烏林答、烏古論諸部部長之家、世爲姻婚、娶后尙主。

(而して國朝の故事、みな徒單、唐括、蒲察、擎懶、僕散、紇石烈、烏林答、烏古論諸部部長の家、世よ姻婚を爲し、后を娶り主に尙す。)

と記し、また同書・卷一二〇・世戚伝序に、

金昭祖娶徒單氏、后妃之族自此始見。

（金の昭祖、徒單氏を娶り、后妃の族此れより始めて見わる。）

と述べるように、彼らにおいては、后妃の選択および公主の下嫁対象となる女真氏族が特定されており、恒常的に婚姻を行う通婚集団が存在していたのである。

極めて特徴的なこの婚姻形態については既に先学の関心を引く所となり、三上次男・桑秀雲・増井寛也の各氏により精緻な研究がなされている。三氏の考論の概要を述べると、まず三上次は按出虎完顏家と女真諸氏族間の通婚事例を『金史』およびその他の諸史料より抽出して、これを整理し、唐括・徒單・蒲察・烏古論・紇石烈・烏林答・裴滿・僕散の計八氏族が恒常に通婚を行っていたと述べた。さらにこの八氏族は各々小集団に分かれて各地に散居しており、そのなかで概ね按出虎水近域に居住する集団が婚姻を通じていたことを明らかとし、地縁的結合を強調するとともに、その通婚家を特定された。⁽²⁾

桑氏も通婚を行う女真氏族の数を同じく八氏族とするが、三上次と異なり裴滿部を数えず、代わりに肇懶部を挙げている。さらに氏は按出虎完顏家と当該八氏族中の通婚家との婚姻状況を詳細に検証して、ここに示された双方の親縁関係から、この婚姻が交叉イトコ婚の形態を探っていたことを述べる。⁽³⁾

増井氏は桑氏の説をさらに具体化させ、金宗室家男子に（類別的）父方交叉イトコ婚が、通婚家男子に（類別的）母方交叉イトコ婚が行われていたとし、前者の（類別的）父方交叉イトコ婚に基づく金宗室男子（特に金帝）の特定通婚家に対する婚姻の不連続性と、後者の（類別的）母方交叉イトコ婚に基づく諸通婚家男子の金宗室女子に対する婚姻の連続性を指摘、恒常に嫁おくり外婚集団（婚出集団）としての立場をとる金宗室は同じく嫁む

かえ外婚集団（婚入集団）となる諸通婚家に對して常に優位に立ち得たと結論付けた。⁽⁴⁾

以上の諸研究はいずれも按出虎完顏家と通婚家との間に形成された婚姻形態の内部構造に踏み込んだものであるが、未だ言及されずに残されている問題点も幾つかある。その最も根本的なものが、婚姻対象となる氏族——通婚家輩出母体——の選択理由である。

既に三上氏が論ぜられたように、按出虎完顏家はその根拠地の近域に居住する特定氏族中の集団（家）と継続的に婚姻を行う。既定氏族内における通婚対象集団（家）の選定には地縁が極めて大きなウェートを占めていることは明らかとなっている。ところが、この集団（家）の輩出母体となる氏族自体の選択が如何なる条件のもとになされたのかという点については、管見の限り、明確な答えを示した先行研究は皆無であるよう⁽⁵⁾思う。

『金史』等の根本史料はもとより、同時代ないし元代の諸々の文集・金石史料等に金朝建国以前の通婚家およびその輩出氏族の動向を詳述するものは少なく、当時における按出虎完顏家との具体的関係を把握することは困難である。このような史料的制約が当該方面的研究を手薄なものとしていることは確かであろう。ただ、手がかりが全くないわけではない。女真人はその属する氏族集団の名称を姓として転用しており、この女真姓に關しては、諸史料中に纏まつた記載が残されている。本稿ではまずこの女真姓に注目して遼代女真の氏族集団構造を明らかとし、これを手がかりとして上記問題の解決を試みたい。併せてこの按出虎完顏家特有の婚姻形態が金一代を通じて保持されたことの有する意義についても考えてゆきたい。

なお、本稿では固有の名称を冠して區別される女真族集団（完顏部・烏林答部など）を「氏族」或いは「部」と表記し、氏族（部）内の特定の集団を「家」と称した。また後述する徒單・唐括等の特定氏族に屬して按出虎完顏家

と世々婚を通じ、その正室（皇后・宗室正妃）を輩出し、或いは完顏家君長の息女（公主）に尚する家を「通婚家」と記し、通婚家の所属する氏族を「通婚家輩出氏族」とも称することを予め断つておきたい。

一 通婚家とその輩出氏族

主題の考察に入る前に、本節では、通婚家の輩出母体となる特定女真氏族と按出虎完顏家の関係をあらためて確認しておきたい。まず、始祖以下哀宗までの歴代按出虎完顏家の君長（金帝）とその正室（皇后）を列挙すると以下のようになる（廟号の頭に附したローマ数字は金朝建国以前における按出虎完顏家君長（生女直節度使）⁽⁷⁾の就任順を、丸付のアラビア数字は金朝皇帝の即位順をそれぞれ示す）。

I 始祖（函普）	明懿皇后完顏氏
II 德帝（烏魯）	思皇后出身不明
III 安帝（跋海）	節皇后出身不明
IV 献祖（綏可）	恭靖皇后出身不明
V 昭祖（石魯）	威順皇后徒单氏
VI 景祖（烏古廻・位？～一〇七四）	昭肅皇后唐括氏
VII 世祖（劾里鉢・位一〇七四～九二）	翼簡皇后擎懶氏
VIII 肅宗（頗刺淑・位一〇九二～九四）	靖宣皇后蒲察氏

IX 穆宗（盈歌・位一〇九四～一〇三）——貞惠皇后烏古論氏

X 康宗（烏雅束・位一一〇三～一三）——敬僖皇后唐括氏

①太祖（阿骨打・位一一三～二三）——聖穆皇后唐括氏

②太宗（吳乞買・位一一二三～三五）——欽仁皇后唐括氏

③熙宗（合刺・位一三五～四九）——悼平皇后裴滿氏

④海陵王（迪古乃・位一一四九～六一）——皇后徒單氏

⑤世宗（烏祿・位一一六一～八八）——昭德皇后烏林荅氏

⑥章宗（麻達葛・位一一八八～一二〇八）——欽懷皇后蒲察氏

⑦衛紹王（永濟・位一二〇八～一三）——皇后徒單氏

⑧宣宗（吾睹補・位一二一三～二三）——皇后王氏

⑨哀宗（寧甲速・位一二二三～三四）——皇后徒單氏

「はじめに」で述べたように、桑氏は通婚家輩出氏族を唐括・徒單・蒲察・烏古論・紇石烈・烏林荅・擎懶・僕散の計八氏族とされ、先の七氏族から裴滿部を除き、代わりに紇石烈と僕散の両氏族を数える。前掲『金史』⁽⁸⁾ 説話上の人物とされる始祖より獻祖に到る四人と金末の宣宗の事例を除き、⁽⁹⁾ 金朝建国以前の歴代君長の正室および建国以後における金帝の皇后の出身氏族は徒單・唐括・擎懶・蒲察・烏古論・裴滿・烏林荅の計七氏族である。

章宗元妃伝の他に、同書・卷一二〇・世戚伝贊語にも、

金之徒單、擎懶、唐括、蒲察、裴滿、紇石烈、僕散皆貴族也。天子娶后必于是、公主下嫁必于是。

（金の徒單、擎懶、唐括、蒲察、裴滿、紇石烈、僕散みな貴族なり。天子の娶后は必ず是れにし、公主の下嫁は必ず是れにす。）

と言い、紇石烈・僕散両部を通婚家の輩出氏族として挙げており、桑氏は当該二史料に依拠して氏族を特定されたと考えられる。

ところが、上記両史料と共に記載された擎懶部について、三上氏は当氏族を出身とする正室が世祖翼簡皇后ただ一人しか存在せず、さらにこの事例以外に按出虎完顏家との通婚事例が一切史乘に現れないことから、この氏族集団を通婚家の輩出氏族と見なすことに否定的見解を示している。

氏はこの擎懶部を代えて裴滿部を数えられたが、当氏族もまた擎懶部とほぼ同様の状況を示している。当氏族出身で通婚を行った女性は、熙宗悼平皇后裴滿氏の他には太祖光懿皇后裴滿氏が見つかるのみである。ただし後者は太宗・天会十三年（一二三五）に皇后に追謚された女性であり、先に挙げた歴代正室・皇后の中にも含めていい通り、太祖の正后ではない。

按出虎完顏家の通婚範囲を側室にまで拡大させると上記の女真九氏族（裴滿・擎懶両部を含む）のみならず、それ以外の氏族を出身とする女性が多く確認される。数例を挙げると、烏薩札氏（昭祖側室）・溫廸痕氏（景祖側室）・尤虎氏（世祖側室）・溫都氏（康宗側室）・夾谷氏（熙宗妃）などがあり、また、海陵・世宗・章宗各帝の妃に漢人・契丹人・渤海人女性の名を見出すことが出来る。⁽¹²⁾これより按出虎完顏家君長の側室はこの九氏族に限定されずに、金朝を構成する諸民族の中から広く選択されていたことがわかる。故に光懿皇后の事例をもつて直ちに当部が通

婚家の輩出氏族であつたと認める根拠とはなし難い。無論、史料上の不備も考慮せねばならないが、擎懶・裴満兩部に関しては、現在確認される通婚事例のみでは、これをともに通婚家の輩出氏族と断定することは躊躇せざるを得ない。

これに対し、前掲『金史』章宗元妃李氏伝および世戚伝贊語に挙げられていないながらも、按出虎完顏家君長(金帝)の正室(皇后)を出していない紇石烈・僕散と、その輩出事例が一例に過ぎない烏古論・烏林答の計四氏族については、三上氏の考察に従いこれらを通婚家の輩出氏族と確定できる。⁽¹³⁾ただし僕散部に関しては注意を要する。

『金史』卷八七・僕散忠義伝には、

僕散忠義、本名烏者、上京拔盧古河人、宣獻皇后姪、元妃之兄也。

(僕散忠義、本名は烏者、上京拔盧古河の人、宣獻皇后の姪、元妃の兄なり。)

とある。ここに見える僕散忠義は、本名を烏者といい、上京拔盧古河(吉林省忙牛河中流域)流域に居住する僕散部の人間である。若年より軍旅に従い、北宋攻略においては陝西・河南の平定に功を立て、以後、河北西路兵馬都總管・西北路招討使・熙秦路兵馬都總管等の軍事要職を歴任した。海陵が南宋征伐の途中に揚州に弑殺されると世宗に帰順し、契丹人の大叛乱——南宋征伐に際しての契丹人の強制徵発が直接の火種となる——を鎮圧し、金国内の混乱に乗じて淮水を越え北進してきた南宋軍を撃退して国情を安定に導いた。世宗の治世前半を支えた功臣である。

彼は太祖宣獻皇后僕散氏のオイにあたり、その妹は世宗元妃であつた。⁽¹⁵⁾宣獻皇后は太祖の正后ではなく、世宗の父・宗輔を生んだことで、世宗即位の後に皇后に追謚された女性である。⁽¹⁶⁾また忠義の妹も世宗の正后ではなく、

妃の一人に過ぎない。ただ、忠義の子孫に目を向けると、その息子の揆は世宗の皇女・韓國長公主を下嫁され、さらに揆の息子、すなわち忠義の孫に当たる安貞は章宗の皇女・韓國長公主を下嫁されている。⁽¹⁷⁾この事例より上京拔盧古河方面に居住する僕散忠義家が通婚家であったと見なすことは出来るものの、当家が正式に按出虎完顏家と婚姻関係を持つたと確認される時期は比較的遅く、忠義の子である揆の世代、朝代でいえば世宗朝に当たり、金建国以前から通婚家としての立場を有していた家ではない可能性が高い。

以上をまとめると、現段階の史料状況から按出虎完顏家と恒常的に婚姻を行う通婚家の輩出氏族として確認される集団は、徒单・唐括・蒲察・烏古論・紇石烈・烏林答・僕散の計七氏族ということになる。ただし、この中においても、徒单部や唐括部のように早期より按出虎完顏家君長の正室を出し、かつ金帝の正后が頻繁に選出される氏族もあれば、僕散部の如く通婚開始時期が遅く、公主の下嫁や側室の選出にとどまる氏族もある。そこで、これを視覚的に把握するため、上記七氏族における通婚状況を附表Ⅰにまとめた。本表について少し説明すると、

これは当該諸氏族（参考として擎懶・裴満両部も含む）の按出虎完顏家に対する婚姻人數を示したもので、縦の「皇后」欄は按出虎完顏家君長の正室、或いは金帝の正后となつた女子の数、「宗室」欄は按出虎完顏家男子（君長・金帝を除く）の正配となつた女子の数、「公主」欄は君長・金帝の息女に尚した男子の数となる。

附表Ⅰ

	皇后	宗室	公主
唐括	4	2	6
徒单	4	4	10
蒲察	2	6	7
烏古論	1		6
紇石烈			2
烏林答	1		1
僕散			2
(擎懶)	1		
(裴満)	1		

本表を眺めると、まず「皇后」欄では、唐括・徒单両部に四名ずつ、蒲察部に二名、烏古論・烏林答・擎懶・裴満の四部に各一

名づつ確認される。先述の如く紇石烈・僕散両部出身女性は皆無である。次に「宗室」欄では、唐括部に二名、徒单部に四名、蒲察部に六名が確認され、その他の氏族はゼロである。最後に「公主」欄では、唐括部に六名、徒单部に十名、蒲察部に七名、烏古論部に六名、紇石烈・僕散両部に二名ずつ、烏林苔部に一名が確認される。

一見して分かるように唐括・徒单・蒲察の三氏族は上記の縦三欄全てにカウントされており、公主との婚姻数がこの三氏族に並ぶ烏古論部も加え、この四氏族と按出虎完顏家との血縁的結合が他の氏族に比べてより緊密であつたことは明白である。一口に通婚家の輩出氏族と言つても、按出虎完顏家との間に形成される親縁関係には氏族ごとの個体差があつたことに注意を払うべきであろう。

二 女真姓の制定

前節において通婚家の輩出氏族の特定と、当該諸氏族と按出虎完顏家との通婚状況の確認が一応済んだところで、あらためて主題の考察に入りたい。

非漢族である女真人は元々「姓」を有さず、遼朝服属期から建国当初にかけては、その帰属を表すために「某地（某水・某山）某部の何某」と彼らの属する世系・血縁集団（氏族）の名称及びその居住地名を個人名に冠するか、或いは個人名のみを称するだけであった。⁽¹⁸⁾ところが松浦茂氏が論ぜられたように、太祖阿骨打の嫡長孫である熙宗が登極する頃に至つて変化が現れ、彼らはその属する氏族名をもつて姓として用いるようになる。⁽¹⁹⁾

『金史』卷五五・百官志吏部條には女真人の姓を載せており、合計で九八姓を挙げ、各姓を黒号・白号に両大

附表II

	白号姓			黒号姓
序列	金源郡	広平郡	隴西郡	彭城郡
1	完顔	裴滿	吾古論	唐括
2	溫迪罕	徒單	兀顔	蒲察
3	夾谷	溫敦	女奚烈	尤甲
4	陁滿	兀林答	獨吉	蒙古
5	僕散	阿典	黃摶	蒲速
6	尤虎	紇石烈	顏盡	粘割
7	移刺答	納闡	蒲古里	奧屯
8	斡勒	孛尤魯	必蘭	斜卯
9	斡準	阿勒根	斡雷	準葛
10	把	納合	獨鼎	諳蠻
11	阿不罕	石盡	尼彫窟	獨虎
12	卓魯回	蒲鮮	拓特	尤魯
13	特黑罕	古里甲	盍散	磨瑩
14	會蘭	阿迭	撒答牙	益鞏
15	沈谷	聶摸鸞	阿速	帖暖
16	塞蒲里	抹撲	撒劄	蘇孛輦
17	吾古孫	納坦	準土谷	
18	石敦	兀撒惹	納謀魯	
19	卓陀	阿鮮	業速布	
20	阿廝準	把古	安煦烈	
21	匹獨思	溫古孫	愛申	
22	潘尤古	耨盤	拿可	
23	諳石刺	撒合烈	貴益昆	
24	石古苦	吾塞	溫撒	
25	綴罕	和速嘉	梭罕	
26	光吉刺	能偃	霍域	
27		阿里班		
28		兀里坦		
29		聶散		
30		蒲速烈		
	26姓	30姓	26姓	16姓

※各姓の百官志吏部條の記載順を以つて序列としている。

分し、さらに金源・広平・隴西・彭城の四封郡(20)いずれかに属せしめている（附表II参照）。まず、ここに示した女真姓の概要について述べていこう。

至元年間（一二六四～九四）に元廷に仕えた女真人の事跡を記した「布色君神道碑」（『牧庵集』卷一七所収・以下「布色碑」と略称する）は、百官志吏部條と並び女真人の姓についての記載を收める貴重な史料であるが、当碑文の後半に、

金有天下、諸部各以居地爲姓。章廟病其書以華言、爲文不同、敕有司定著而一之。凡百姓。金源郡三十有六、

廣平郡三十、皆白書。隴西郡二十有八、彭城郡十有六、皆黑書。

(金、天下を有ち、諸部各々居地を以つて姓と爲す。章廟、其れ書するに華言を以つてし、文不同と爲るを病い、有司に敕し著を定めこれを一とせしむ。凡そ百姓。金源郡三十有六、廣平郡三十、皆白書なり。隴西郡二十有八、彭城郡十有六、皆黒書なり。)

と記す。ここには、從来、女真姓を漢語表記する際に、一姓について語音の類似する異字を用いる場合があり、これを嫌つた章宗（章廟）が表記を統一したことを述べ、さらに金源郡以下三郡名を挙げ、金源・広平両郡を白書（白号）に、隴西・彭城両郡を黒書（黒号）に分類する。⁽²²⁾

この布色碑には四封郡に属する女真姓の数を記しているが、これを百官志吏部條（附表II）の姓数と対比させる以下のようになる。

【布色碑】金源郡三六姓 広平郡三〇姓 隴西郡二八姓 彭城郡一六姓

【吏部條】金源郡二六姓 広平郡三〇姓 隴西郡二六姓 彭城郡一六姓

布色碑では「凡そ百姓」として約百姓が存在すると言いながら、上記四封郡の総和は一一〇姓となり、この数ではやや多い。一方、吏部條では先述の如く九八姓を挙げており、また『滋溪文稿』巻八に収める「李朮魯公神道碑」（以下「李朮魯碑」と略称する）にも、

公之先女眞貴族。泰和中、章宗命定氏族爲百、李朮魯氏其一、望著廣平。

（公の先、女眞貴族なり。泰和中、章宗命じて氏族を定めて百と爲す。李朮魯氏其の一なり。望は廣平に著る。）

と言う。ここに見える百氏族を布色碑と同様に概数と見なすならば、これは吏部條所録の女真姓の総数九八姓に近く、当時存在した女真姓の実数は一一〇姓ではなく九八姓と見るべきであろう。

なお、この李朮魯碑では「章宗命定氏族爲百」と記すが、これは言葉通りに女真族を百の氏族集団に確定したことと言ふのではなく、布色碑にいう章宗朝における女真姓勅定と同一の事実を指すことは明白である。

『金史』全卷を通じ、女真氏族（姓）名の表記において語音の類似する異字を用いる事例が多く確認される。例えれば「溫都」と「溫敦」、「擎懶」と「納蘭」、「尼彫窟」と「尼彫古」、「烏延」と「兀顏」などであるが、ここには『金史』編纂を担当した元朝の史官達が故意或いは無意識に表記を誤用・混同させたものも含まれていようが、その大半は恐らく金代に記録されていた歴代皇帝の起居注や『実錄』などの『金史』編纂の原史料において既にこの形をとつて記載されていたと思われる。すなわち『金史』中に載せる单一女真姓に対する複数の表記法は、金国内において現実に使用されていたものと考えるのである。

時として朝廷或いは地方官司において、この表記法の混同に起因する混乱が生じていたのであろう。章宗はこの問題を解決するべく勅してその表記法を統一させたのである。李朮魯碑中の上記箇所は章宗によるこの施策を述べたものであり、本来は「定姓爲百」と記すべきところを「定氏族爲百」と記すのは、女真人の姓が、各人の所属する氏族集団の名称を流用していたことを明示するものに他ならない。

次に『金史』百官志吏部條に収める女真九八姓と章宗朝の女真姓勅定との関係について考える。この九八姓は厳密には吏部條の封爵規定の項に収められているのだが、百官志の記載自体が概ね泰和元年（一二〇一）十二月頒行の泰和令（官品令・職員令等）に基づくものであるため、吏部條に載せる封爵規定も同様に泰和令所収の封爵令に

(23)

拠るものと考えられる。これより当該諸姓の表記法が本令中に用いられた表記法をそのまま引用していたと見ることが可能となる。では、泰和令に使用された女真姓の表記法は何に依拠したものであるのか。

この九八姓の表記法に目を向けると、金源郡の「吾古孫」、広平郡の「兀林苔」、臨西郡の「吾古論」の三姓に共通した特徴を見出すことが出来る。この三姓は、「金史」中には主として「烏古孫」「烏林苔」「烏古論」と表記され、こちらが一般的に用いられている。ところが、吏部條の女真姓表記では「烏」の字で表す三姓の共通初頭音について「吾・兀」の字を用いる。いま、上記三姓を有する女真人の中で「吾古孫」「兀林苔」「吾古論」と表記される人物を全て抽出すると次のようになる。

- ①吾古論氏（『金史』卷五六・百官志孝靖宮條）
- ②吾古孫兀屯（同書・卷一二・章宗紀泰和六年五月條）
- ③吾古孫愛實（同書・卷一・六・蒲察官奴伝）
- ④兀林苔胡土（同書・卷一八・哀宗紀天興二年條）
- ⑤兀林苔某（同書・卷一・八・徒单益都伝）
- ⑥兀林苔斡烈（同書・卷一二三・楊沃衍伝）

以上の六人は、①は章宗の修儀、②は章宗朝の唐州（河南省唐河県）刺史、③は哀宗朝の奉御、④は同じく哀宗朝の殿前都点檢、⑤も哀宗朝の邳州（山東省滕県）の帥、⑥は宣宗朝の賜姓漢人であり、いずれも章宗朝以降の人であることに注目されよう。上記六人の『金史』中の出典箇所が依拠した原史料としては、①の百官志の記載が泰和令に依拠しているほか、②～⑥は章宗以下各帝の起居注や『実錄』、各人の行状や墓誌銘等であつたと推測

される。これらの中で最も早く成立したものは①の抛る泰和令であり、当然、②以下の依拠史料は、各人の活動時期よりみて、全てこれより後の作となる。吏部條に載せる女真姓の表記法が、泰和令に依拠した①を嚆矢として、これ以後に史料上に散見することは、本令頒行当時においてこの表記法に改められていたことを推測させる。李朮魯碑の記載から章宗の女真姓勅定は泰和年間（一二〇一～一二〇八）と時期が限定されているのであるから、さらに進めて、泰和令に使用された女真姓の表記法と、章宗の女真姓勅定に基づく表記法は同一のものと見なしてもよいだろう。

さて、吏部條に収めるこれらの諸姓が四つの封郡号に分類されていたことは既に述べたが、例えば金源郡であれば、まず金室の姓である完顏姓を挙げ、以下、溫迪罕、夾谷、陦滿…と続き、最後に光吉刺を載せるが、これらの諸姓は漫然と無作為に列举されたわけではない。これを証明するものが前掲布色碑に載せる以下の記事である。

布色氏始由普爾普。以佐命功位司空、生司徒巴爾圖。司徒生太尉和賚。連姻帝室、生世宗母宣獻皇后與金紫光祿大夫統軍巴勒。統軍生世宗元妃與鎮國上將軍布展。鎮國生昭勇大將軍守道。昭勇生君。諱長德。：布色氏于金源次居五。其素爲華望之家不言可喻。

（布色氏、始は普爾普に由る。佐命の功を以つて司空に位し、司徒巴爾圖を生む。司徒、太尉和賚を生む。帝室に連姻して世宗母宣獻皇后と金紫光祿大夫統軍巴勒を生む。統軍、世宗元妃と鎮國上將軍布展を生む。鎮國、昭勇大將軍守道を生む。昭勇、君を生む。諱は長徳。：布色氏、金源において次は五に居す。其れ素より華望の家たること、言わざして喻るべし。）

この一文は碑文の冒頭および文末の箇所にあたる。中ほどに「世宗母宣獻皇后」⁽²⁴⁾と記して、宣獻皇后を世宗の母とするが、これは誤りであり、彼女は世宗の父である宗輔の母とするのが正しい。第一節において述べたように、彼女は上京拔盧古河方面に居住する僕散部の出身で、そのオイにあたる人物が僕散忠義であり、忠義には元妃となつた妹がいる。この血縁関係を上記布色碑の記事に当て嵌めると、鎮国上将軍の布展が忠義に比定される。布展とは女真名の漢字音訳であり、忠義の本名・烏者とその音は近似する⁽²⁵⁾。また布色碑には布展の父・巴勒を統軍と呼ぶが、『金史』僕散忠義伝には、

父背魯、國初世襲謀克、婆速路統軍使、致仕。

（父背魯、國初、世襲謀克、婆速路統軍使となり、致仕す。）

といい、忠義の父の背魯が婆速路（鴨綠江中流域）方面の統軍使であつたことを記しており、巴勒・背魯が同一人物であることを示唆する。これらのことから布色布展は僕散忠義を指すと考えて良く、本碑の主人公たる布色君は忠義の孫に当たる人物であつたことが分かるのである。

本碑文末に「布色氏、金源において次は五に居す」と言うが、附表IIより確かめると布色すなわち僕散姓は金源郡に属し、その記載順位は、完顏・溫迪罕・夾谷・陥満に次ぐ五番目となり一致する。布色氏が金源郡の五位にあることを言い、さらに「其の華望の家たること、言わずして喻るべし」と続けることから判断して、吏部條所収の女真諸姓は漫然と無作為に列挙されたものではない。諸姓には明確な順位付けがなされており、すなわち序列が存在していたのである。

三 遼代女真における諸部四分化の概念

本節では前節で明らかとした女真姓の序列の存在を踏まえて、遼代女真人の氏族集団構造の具体化を試みる。

『金史』卷六七には、遼代、按出虎完顏家による女真諸部の統合過程において、これに敵対した人物の伝が幾つか収められているが、その一つ留可伝に、

留可、統門、渾蠶水合流之地烏古論部人、忽沙渾勃堇之子。詐都、渾蠶水安春之子也。閒誘奧純、塉塔兩部之民作亂、敵庫德、鈍恩皆叛而與留可、詐都合。兩黨揚言曰、徒單部之黨十四部爲一、烏古論部之黨十四部爲一、蒲察部之黨七部爲一、凡三十五部。完顏部十二而已、以三十五部戰十二部、三人戰一人也。勝之必矣。世祖降附諸部亦皆有離心。

（留可、統門、渾蠶水合流之地烏古論部の人、忽沙渾勃堇の子なり。詐都、渾蠶水の安春の子なり。閒かに奥純、塉塔兩部の民を誘いて亂を作し、敵庫德、鈍恩皆な叛きて留可、詐都と合す。兩黨揚言して曰く、徒單部の黨十四部を一と爲し、烏古論部の黨十四部を一と爲し、蒲察部の黨七部を一と爲せば、凡そ三十五部なり。完顏部十二なるのみ。三十五部を以つて十二部と戰うは、三人の一人と戰うなり。これに勝つこと必ならんと。世祖の降附せる諸部亦た皆な離心有り。）

と言う。これは遼・道宗の太安十年（一一〇九）から天祚帝の乾統三年（一一〇三）まで君長として按出虎完顏家を統率していた穆宗が、寿昌三年（一一〇九七）頃から開始した豆満江・綏芬河方面の経略に対し、当該地域に居住す

る烏古論部の留可たちが激しい抵抗を示した様子を記したものである。

上文中には、留可に加担した女真諸部の人物名が記されているが、ここに見える詐都は渾蟲水徒單部、敵古德は蘇濱水烏古論部、鈍恩は阿里民忒石水紇石烈部のそれぞれ李董（部長）である。⁽²⁷⁾彼らは所部をもつて留可に与し、共に穆宗に抵抗したのだが、奥純（＝奥屯）部と塙塔という人物もまた彼らに加勢し、詐都の誘いに応じて乱をなしている。

穆宗治下の按出虎完顏家に対するこの敵対行動は、統門水（豆満江）・渾蟲水（豆満江の東方支流・璦春河）流域およびその周辺を居住圏とする烏古論二部（留可の所部と敵古德の所部）・徒單部・紇石烈部・奥屯部の合計五つの集団が中心となり起こしたものであった。ところが留可・詐都たちは当事者であるはずの紇石烈・奥屯両部の名を挙げず、かわって当該五部中に見えない蒲察部の名を挙げている。

いま留可たちの言中に見える徒單・烏古論・蒲察の三氏族＝三姓を、附表IIすなわち『金史』百官志吏部條の女真諸姓の所属と照合すると、徒單は広平郡二位、烏古論は薩西郡一位、蒲察は彭城郡二位に在り、金源郡を除く三郡に属し、なおかつ各郡の上位に位置していることが分かる。一方、当事者でありながらその氏族名が現れない紇石烈は広平郡六位、奥屯は彭城郡八位と、共に徒單・蒲察二姓の下位に在る。

王可賓氏は以上のことから紇石烈・奥屯・兀里坦（＝塙塔、氏は塙塔を氏族集團の名称とされる）の三氏族は各々徒單・蒲察両氏族のいずれかに属する集団であったとされ、紇石烈・兀里坦両部を留可たちの言う「徒單部の黨十四部」中の二部に、奥屯部を「蒲察部の黨七部」中の一部と見なされた。そうして当時、女真諸氏族はこの徒單・蒲察の両部と、同じく彼らの言中に現れる完顏・烏古論両部を加えた計四氏族を主要勢力とする四つのグループ

に大分されていたことを述べ、このグループを支系と名付けられた。⁽²⁹⁾ 本稿でも氏に倣い当該四グループを支系と称するが、附表IIに基づいて、便宜上、完顏以下二六姓を冠する女真氏族集団群を金源郡支系、同じく裴滿以下三〇姓を広平郡支系、烏古論以下二六姓を龍西郡支系、唐括以下十六姓を彭城郡支系と表記する。なお、本表において広平郡支系の徒单姓、彭城郡支系の蒲察姓が最上位に置かれていない理由については後述する。

さて、王氏の説に基づき留可たちによる按出虎完顏家への敵対行動を分析すると、彼らがこれを意図的に女真諸部四大支系間における争い、つまり徒单・烏古論・蒲察三部を主とする三支系連合と完顏部を主とする一支系との間の抗争に誇張させた様子を見て取ることが出来る。この敵対行動の中核を形成した集団は豆満江・琿春河流域に居住する烏古論部と徒单部である。松花江流域に居住する女真諸部の統合を完了し、南下を開始した按出虎完顏家に対して、当然、両部の首脳は脅威を感じ対策を講ずる必要に迫られた。ここにおいて彼らは当該地域に居住する女真諸部間に軍事連合を結成し、その数的優位により南下を阻止しようと図ったのである。この連合の成就に利用されたものが、既に彼らの内に共通認識として捉えられていた女真諸部四分化の概念、すなわち四大支系の存在であった。

当時、女真族は諸氏族毎に一箇所に固まつて居住していたのではなく、同一氏族名を冠する集団が相互に隔絶する地域に居住していた事例が多々見られる。⁽³⁰⁾ 故に上記支系は地縁に依拠する氏族連合体ではあり得ない。恐らくは单一支系内の諸氏族は地縁を超えた同属意識を共有し、かつ支系の領袖的氏族はその支系属下の諸氏族に対して一定の影響力を有していたのであろう、留可と許都はこれを利用し、各々の所部である烏古論・徒单部属下の諸部に呼びかけた。さらにここに奥屯部が加担したことにより、当部の支系に属する諸部の呼応をも狙い、

この支系を代表する蒲察部の名を意図的に挙げ、あたかも三支系の連合がなされたかの如く「揚言」したのである。現実に留可たちに加担した奥屯部の名を言中に挙げず、蒲察部の名を出したのはこの様な理由によると考えられる。

留可たちによるこの大規模な抵抗は、穆宗の命により討伐にあたった撒改（景祖の孫）や阿骨打（太祖）、完顏石土門（耶懶路完顏部の人）らの活躍により平定され、その首謀者の一人である許都がまず降り、遼へと逃亡した留可も後に来帰している。『大金集禮』卷三・皇統五年増上祖宗尊謚條には、穆宗への増謚にあたり、彼の功績を簡明に顕彰する一文が見えるが、ここに、

穆宗孝平皇帝、法令歸一、恢大洪業、盡服四十七部之衆。宜增上謚曰章順孝平皇帝。

（穆宗孝平皇帝、法令を一に歸し、洪業を恢大し、盡く四十七部の衆を服せしむ。宜しく謚を増上して章順孝平皇帝と曰うべし。）

とあり、ここに載せる穆宗が服せしめた諸部の数は留可たちの言中に見える完顏・徒單・烏古論・蒲察各部の党數の総和四十七部と一致する。穆宗最大の功業としては『金史』世紀に喧伝される如く、現・北朝鮮咸鏡南道方面および豆満江・琿春河流域を中心とする一帶——金代路制上の曷懶・速頻両路方面に相当——の経略であるため⁽³¹⁾、当箇所は正しく留可たち当該方面に居住する諸氏族を服属せしめた事實を指している。

これより穆宗代における派出虎完顏家の勢力圈たる松花江流域と留可たちの本拠である豆満江・琿春河の両流域に居住する女真諸氏族の中には、その構成氏族数——実際の居住部落数ではなく、氏族名を共有する集団の数——を四十七とする共通認識があつたことが分かる。⁽³²⁾当時、この四十七部中の完顏・徒單・烏古論・蒲察四部を

主として、この四氏族と共に帰属意識を持つ諸氏族により各々支系が形成されていた。留可伝の記載に拠る限り、女真諸氏族の各支系への所属は附表IIと一致しており、「金史」百官志吏部條に載せる女真姓の四封郡への割り当ては、松花江及び豆満江・渾懿水流域に居住する女真諸氏族中に共通認識として捉えられていた四大支系の概念に基づくものであり、各支系に対する諸氏族の帰属をそのまま反映させたものと言える。

四 女真姓の序列と金廷の内情

前節に示した王氏の説には一つの解決すべき問題点がある。氏は留可たちの言を根拠として四大支系の領袖的集団を完顔・徒单・烏古論・蒲察の四氏族とする。しかし附表IIを参照すると、姓としての序列は、徒单が広平郡の二位、蒲察が彭城郡の二位に在り、共に第一位には位置していない。本表すなわち百官志吏部條所収の女真九八姓が、金朝建国以前に既存した四大支系の分類に基づくものであるならば、当然、支系の領袖的氏族の姓たる徒单・蒲察は最上位に列せられて然るべきであろう。事実、完顔・烏古論両姓は各々金源郡・隴西郡の第一位に位置している。果たしてこの状況は如何に解するべきなのか。

結論から言えば、百官志吏部條に示される女真姓の記載順序すなわち序列は、金建国以後、熙宗朝に制定されたもので、原則的には四大支系の概念に拠り、かつ建国以前における各支系内諸氏族の力関係を反映しつつも、当時の政治的事情により作為的に変更が加えられたものと考えられる。

まず広平郡を例に取り、これを論証してゆきたい。附表IIを眺めると、本郡内的一位に裴満姓を、二位に徒单

姓を挙げている。この両姓を冠する集団すなわち裴満・徒單兩部中の特定家は金室と婚姻を行う通婚家であるが、その数は両氏族において異なる。まず裴満部については、第一節で述べたように、按出虎完顏家君長の正室を輩出する家は熙宗悼平皇后の出身たる婆盧木水（白楊木河）裴満家のみであり、かつ太祖の側室裴満氏（後に光懿皇后と追諡）の事例を含めても、この二例以外には金室との通婚事例は一切見とめられない。

一方、徒單部は按出虎水をはじめとして三地域に居住する家が通婚家として確認され、しかも金朝一代を通じて金室との恒常的な婚姻関係を維持している。⁽³⁴⁾遼代より広平郡支系に属する諸氏族中の領袖的氏族としての立場を有し、建国後においても氏族中の複数家が権力主体たる按出虎完顏家に対し頻繁に婚を通じていたこの徒單部が、史料上、当氏族に勝る程の緊密な血縁関係を構築していたとは認め難い裴満部の下位に列せられていることは非常に奇異に映る。当該序列に作為性が含まれていたことは想像に難くない。

これを証明する手掛かりとなるものが、唯一、裴満部出身の女性として按出虎完顏家の正室に選出された熙宗悼平皇后裴満氏とその一家の熙宗朝当時における立場である。

熙宗悼平皇后は婆盧木水裴満部を出身とし、世襲猛安・会寧（黒龍江省阿城市）牧の裴満忽達の娘である。⁽³⁵⁾彼女は金朝歷代皇后の中でも極めて個性の強い女性であり、本伝中に、

宗弼既沒、舊臣亦多物故、后于預政事、無所忌憚、朝官往往因之以取宰相。

（宗弼既に沒し、舊臣亦た多く物故す。后、政事に干預して忌憚する所無し。朝官往往にしてこれに因りて以つて宰相を取る。）

と記す。太祖・太宗朝という創建の時期が過ぎ、国政を強力に主導してきた建国の功臣・宿将達が次々と没し、

金廷内の人材欠乏が加速するなか、彼女は次第に国政に干渉するようになつた。⁽³⁶⁾ その干政は朝官の人事にまでおよび、彼女の意向が国家要職の任命を左右するなど極めて深刻な事態を引き起こしている。⁽³⁷⁾ このような金廷の内情は南宋側にも知られる所となり『建炎以來繫年要錄』卷一四六・紹興十二年（金皇統三年・一一四二）八月條に、己卯、上謂大臣曰、比聞大金宮中頗恣、權不歸其主。……上又曰、聞大金皇后撫政、三省惟承后旨、其主所言、顧未必聽。

（己卯、上、大臣に謂いて曰く、比ごろ聞くなく、大金の宮中頗る恣にして、權は其の主に歸さず。……上又曰く、聞くなく、大金皇后政を撫し、三省惟だ後の旨を承け、其の主の言う所、顧みて未だ必ずしも聽かれずと。）

といふ、彼女の専権と言つても過言でない振舞いを伝える。この様な状況下に、当然、彼女の出身家たる婆盧木水裴満家が皇后家として絶大な権勢を振るい得たことは容易に想像がつく。実際、その一族には后族たる立場を背景に不法行為を働く者も出ている。⁽³⁸⁾

このように、婆盧木水裴満家より皇后が選出された結果、熙宗朝においては、当家のみならず裴満部総体的地位が向上していたと考えられる。通婚家の輩出集団として徒单部より明らかに見劣りする当氏族の姓が、広平郡支系に属する諸姓中の最上位に列せられたとすれば、その序列付けは、当氏族出身女性が皇后となり、かつ上の如く、唯一、金廷に強大な権勢を振るい得た熙宗朝においてなされたと見なすことが最も妥当と考えるのである。では、ここからさらに時期を絞り込めるだろうか。

第二節において述べたように、熙宗朝の初期、具体的には天会十三年（一一三五）から天眷元年（一一三八）頃に

かけて、女真人は各々の属する氏族名を以つて姓となし、これを称するようになる。この当時、金朝は一つの転換期を迎える。『松漠紀聞』に収める「天眷二年奏請定官制劄子」に、

太宗皇帝嗣位之十二載也。：始下明詔、建官正名、欲垂範於將來。

（太宗皇帝嗣位の十二載。：始めて明詔を下し、官を建て名を正し、範を將來に垂れんと欲す。）

と記すように、太宗・天会十二年（一一三四）において新官制の整備が始まり、熙宗・天眷元年（一一三八）八月に至つて一通りの形を整えて頒行された。⁽³⁹⁾ 通常、天眷官制と呼ばれるこの新官制は、天会十五年（一一三七）十一月に断行された傀儡国家・斉の廃止以後、華北一帯の直接領有化により不可避となつた国家諸制度の改革・再整備を行い、合議統治制たる勃極烈制からの脱却および皇帝を権力主体とする中国的官制への移行を目的に制定された。⁽⁴⁰⁾ この新官制についてはさらに『金史』卷五五・百官志序に、

至熙宗頒新官制、及換官格、除拜内外官、始定勲封食邑入銜、：

（熙宗に至り、新官制を頒し、及び官格を換め、内外官を除拜し、始めて勲封、食邑、入銜を定め、：）

と言うが、女真諸姓に対する郡号の封除は、ここに定められた勲封規定に盛り込まれていたと考えられる。百官志吏部條に明示される様に金源以下四郡号の封除対象はあくまで女真姓であるため、この勲封規定を収める天眷官制の頒行と女真人による姓の使用は明らかに連動していくことになる。

上記の如き目的を有する天眷官制が頒行されると、この一環として、『三朝北盟會編』卷一六六に収める張滙『金虜節要』に、

節要曰、亶立置三省六部、改易官制。：蓋女眞初起、阿骨打之徒爲君也、粘罕之徒爲臣也。雖有君臣之稱而

無尊卑之別。樂則同享、財則同用。：又曰、僭位以來、左右諸儒日進詔諛、教以宮室之狀、服御之美、妃嬪

之盛、燕樂之侈、乘輿之貴、禁衛之嚴、禮義之尊、府庫之限、以盡中國爲君之道。

（節要に曰く、亶（熙宗）立ちて三省六部を置き、官制を改易す。：蓋し女眞初め起ころや、阿骨打の徒、君と爲り、粘罕の徒、臣と爲る。君臣の稱有ると雖も尊卑の別無し。樂は則ち同に享け、財は則ち同に用う。

：又曰く、（亶）僭位以來、左右の諸儒、日々詔諛を進め、教うるに宮室の状、服御の美、妃嬪の盛、燕樂の侈、乘輿の貴、禁衛の嚴、禮儀の尊、府庫の限を以つてし、以つて中國爲君の道を盡くす。）

といい、さらに『松漠紀聞』に、

胡俗舊無儀法、君民同川而浴、肩相摩于道。：吳乞買稱帝、亦循故態、今主方革之。

（胡俗に舊と儀法無し。君民川を同じくして浴し、肩は相い道に摩す。：吳乞買（太宗）帝を稱すれども亦た故態に循うも、今の主（熙宗）まさにこれを革めんとす。）

と記す如く、太祖・太宗朝に見受けられた金帝と臣下の間における身分的隔絶化の不徹底を是正し、所謂「君臣の分」が厳密に定められることとなつた。ここにおいて、從来、四大支系の概念の中に感覚的に認識されていた女真諸氏族の立場ないし力関係を、女真姓の序列という形で公式に表明し、完顏姓の位置（金源郡第一位）を顯示することは、金宗室の出身氏族集団・完顏部が有する金建国以前よりの金源郡支系の領袖的集団たる立場を全女真の中に再認識せしめるものであり、かつ金朝の国姓を顕彰し、金帝に対する権威付けと、その立場の強化に一定の効力を有していたと思われる。これより、女真姓の序列制定は、熙宗朝においても、その初期、すなわち天眷元年（一一三八）の新官制頒行と連係して実施されたものと考えるのである。⁽⁴¹⁾ ただ、帝権強化を意図した当施策

においても、完顔姓を全九八姓中の最上位に位置せしめるのではなく、あくまで遼代以来の四大支系の概念を維持して金源郡中の第一位にとどめた点に、当時の金室・按出虎完顔家の支配階層としての立場的限界と、金朝自体の国家的性格が顯示されているのであるが、この点については後述する。

広平郡における序列制定に際しての作為性については以上に述べた。次に彭城郡について考察を行う。ここでは彭城郡支系の諸姓中的一位に挙げられた唐括姓に焦点を当てよう。

当姓を冠する氏族集団すなわち唐括部は、徒单部等と同様に通婚家輩出氏族である。ただ、金建国以前、彭城郡支系における領袖的氏族が蒲察部であったことは既に述べた。故に本来ならば蒲察姓が彭城郡中の最上位に列せられて然るべきである。ところが現実には唐括姓が最上位に位置し、蒲察姓は二位に止まっている。当然、この序列にも作為的要素が含まれていたことは想像がつく。

按出虎完顔家君長の正室および金帝の皇后となつた女性のうち、唐括部出身は景祖昭肅皇后・康宗敬僖皇后・太祖聖穆皇后・太宗欽仁皇后の四人である。康宗・太祖・太宗はいずれも世祖の子であり、三人は兄弟であるが、史料上確認される事実として、この世祖と康宗の両世代において、按出虎完顔家では、その君長位が習慣的に兄弟間相続によって継承されている。⁽⁴²⁾ とすれば、世祖の長子たる康宗が君長位に在つた当時においては、次子の太祖、三子の太宗は次代以降の君長候補として認識されていたことになる。この兄弟三人が全て唐括部出身女性を正室に迎えたことは決して偶然の一一致ではなかろう。

桑氏は歴代の按出虎完顔家君長（金帝）の正室（皇后）が、基本的には二世代に跨り連続して同一氏族より選出されないことを指摘され、増井氏はこれを踏まえ、「はじめに」で言及した如く、父方交叉イトコ婚の形態をとる

金宗室男子の单一通婚家に対する婚姻の不連続性と、母方交叉イトコ婚の形態をとる通婚家男子の金宗室女子に対する婚姻の連續性に起因する金宗室家の恒常的優位性を指摘された。つまり派出虎完顏家は、特定通婚家に対する婚姻を常態化させず、断続性を設けることで、通婚諸家およびその輩出氏族に対する控制を企図していたと考えられる。

この状況は、派出虎完顏家君長（皇帝）位の長子相続制が始まる以前⁽⁴³⁾、すなわち兄弟間相続が慣習的に保持されていた太宗朝までにおける同一世代内に対しても一応当て嵌めることが出来る。世祖の世代と、その孫の世代において、君長及び君長候補の兄弟の正室が同一氏族の出身女性によって占有されていない事実はその証左となるものである。⁽⁴⁴⁾

ただ唯一の例外が上記の両世代に挟まれた康宗の世代である。先述の如く康宗・太祖・太宗の兄弟三人は全て唐括部より正室を迎えている。あえて通婚原則を曲げてまで当該氏族に対してこのような婚姻形態を選択した背景には、相応の理由が潜んでいたと見るべきであろう。

康宗・太祖・太宗の配偶者決定は、景祖代の末期から世祖代の初期と考えられる。⁽⁴⁵⁾ 景祖の正室は先述の如く昭肅皇后唐括氏であり、彼女は世祖の生母にあたる。とりわけ景祖代においては、唐括部は派出虎完顏家君長の正室の輩出氏族として諸氏族より優位に立っていたことが想像され、この状況が康宗たち兄弟の配偶者選択に強い影響を与えていたとみて良い。彼らは将来の君長候補者として認識されており、この三人に対して全て唐括部の女性を娶わせた姿勢からは、当時の派出虎完顏家が、当氏族に対して、他の通婚家輩出氏族と同様の通婚規制を設けて控制を図るよりも、むしろ血縁を紐帶とする双方の恒常的結合を優先すべきとの認識を有していた様子

が読み取れる。恐らく唐括部は景祖の正室を輩出したことと相まって、その当時に彭城郡支系中の有力集団として頭角を現しあはじめ、按出虎完顏家は当支系の領袖的氏族たる蒲察部のみならず当氏族との関係を早急かつ強固に確立せしめることが必要となつたと考えられる。

唐括部内の特定家のみが婚を通じていたとはいえ、遼末金初に单一の氏族より按出虎完顏家君長（金帝）の正室（皇后）を三代にわたり連続して輩出したことが持つ意義は大きい。当時、唐括部内の特定通婚家のみならず当氏族自体が蒲察部を凌ぐほどの有力集団として認識されていたことはほぼ間違いなかろう。加えて、天会十三年（一一三五）から同十五年（一一三七）にかけて康宗・太祖・太宗の正室に追謚がなされているが、これは天眷官制を基軸とする国家諸制度の改定・再整備につながる施策であり、開国祖宗の顯彰の一環として実行され金帝室の尊嚴化を意図したものである。ここにおいては、その対象となる正室女性のみならず、彼女たちの帰属する集団をも含めた権威付けがなされたと考えられる。この際に用いられるべきは、その出身氏族名を明示する姓であったことは至極当然のことと言える。

以上の事由により、熙宗以下当時の政府首脳は彭城郡支系における女真姓の序列制定に際して、この唐括姓を最上位に列し、結果として当該支系の領袖的氏族の姓たる蒲察が、第二位に繰り下げられたと考えるのである。

五 通婚家輩出氏族の選択～結びにかえて～

按出虎完顏家は通婚家という特定氏族中の定まつた集団と恒常的に婚を通じる一方、これ以外の氏族集団とも

婚姻を行つてゐる。例えは海陵王の弟である亮の正妻は烏延部の出身として知られており、或いは『遺山集』卷二七に収める「龍虎衛上將軍尤虎公神道碑」に、

公諱筠壽、字堅夫、姓尤虎氏。世爲上京人。五世祖尤不、從武元下寧江、王業漸隆。論功第一、一命銀青榮祿大夫、節度寧江。開國之後、一門世封猛安五人、謀克十七人、尙縣主者三人。

（公の諱は筠壽、字は堅夫、姓は尤虎氏。世々上京の人と爲る。五世の祖の尤不、武元（太祖）に從い寧江を下し、王業漸く隆んなり。論功第一、はじめに銀青榮祿大夫に命じ、寧江に節度たらしむ。開國の後、一門世よ猛安に封ぜらるるもの五人、謀克十七人、縣主に尙する者三人。）

と記す如く、上京（黒龍江省阿城市）の尤虎筠壽家には県主が三人下嫁されている。「縣主に尙する者三人」との箇所は、その前に載せる猛安・謀克の受封と同じく「開國の後、一門世よ」にかかると考えられ、断続的ではあらうが建国の後に幾世代かにわたり按出虎完顏家と婚を通じていて分かる。これは広義の継続的婚姻と見なすことが可能であり、『金史』卷六四・章宗元妃李氏伝に示された「世よ婚姻を爲し、后を娶り主に尙す」との婚姻形態は、必ずしも通婚家のみに現れる形ではなかつたようである。

さらに金建国以前の事例では『金史』卷六七・烏春伝に以下の記事を見出せる。

烏春、阿跋斯水溫都部人。：世祖内畏跋黑、恐羣朋爲變、故曲意懷撫、而欲以婚姻結其歡心。

（烏春、阿跋斯水溫都部の人なり。：世祖、内に跋黑を畏れ、羣朋の變を爲すを恐れ、故に意を曲げ懷撫せんとし、婚姻を以つて其の歡心を結ばんと欲す。）

これは世祖の時代、溫都（溫敦）部の烏春が、己に叛心を抱く叔父の跋黑と結んで変乱をなすことを危惧した世

祖が、烏春と婚姻を結び、その血縁関係を廻り所に懷柔を図ろうとした様子を述べたものである。これに対して烏春は、

狗彘之子同處、豈能生育。胡里改與女直豈可爲親也。

(狗彘之子同に處せば、あに能く生育せん。胡里改と女直、あに親と爲るべけんや。)

との言で拒絶し、この提案は破談となる。烏春は胡里改（牡丹江流域）方面に居住する温都部の出身であるが、彼自身の言に明白なように、出身氏族たる温都部を含め当該地域に居住する氏族集団は女真と別種であることを自認する。

按出虎完顏家もまたこの認識を共有していたようで、胡里改人・夾谷清臣の娘が章宗の昭儀となつた結果、ようやくその一族を「同国人」と認めて⁽⁴⁹⁾いる。増井氏は烏春およびこの夾谷清臣の事例から、たとえ本来的に通婚を忌避する異族であっても、ある種の理由で一旦婚を通じれば、自己の同類と認識するようになると述べられた。つまり異種集団に対する通婚も按出虎完顏家の認識次第で実現可能となり、絶対的な禁忌とはなり得なかつたのである。彼らが自家集団の利益に繋がる婚姻対象の選択において極めて柔軟な姿勢を示していた様子が窺える。

ここに掲げた烏春の事例からは、按出虎完顏家の展開する婚姻のうちに、極めて強い政治性を読み取ることが出来るが、これは非通婚家のみならず、通婚家も含めた婚姻全般に当て嵌まるものである。

前節までの考察を踏まえて按出虎完顏家の通婚形態を眺める時、一つの特徴が浮き彫りとなる。彼らと婚姻関係を維持する通婚家の出身氏族は、徒單・唐括・蒲察・烏古論・紇石烈・烏林答・僕散の計七氏族である。第五代君長の昭祖がはじめて徒單部の女性を正室に迎えて以降、金朝初期（太祖・太宗朝）に至るまで、按出虎完顏

家君長の正室となつたのは徒單・唐括・擎懶・蒲察・烏古論部の出身女性のみである。このうち金建国以降に通婚事例が一例も現れない擎懶部を恒常的な通婚家と見なすことは躊躇されるためひとまず除き、残る四部を眺めると、この中の三部（徒單・蒲察・烏古論）までが、各支系の領袖的氏族であることに注目される。女真諸氏族に認識された四大支系の概念、その各支系内における最有力集団と目される上記三氏族中の特定家から、金初に至るまでの按出虎完顏家君長の正室が選出されたことは決して偶然ではあるまい。

すなわち金朝の建国以前、按出虎完顏家は近隣諸氏族と交渉を持ち、ここから軍事・社会的氏族連合体を形成し、さらにこれを核として全女眞の統合を図った。この過程において、まず徒單・蒲察・烏古論の三氏族に、景祖代の末期頃、彭城郡支系中に台頭した唐括部を加えた計四氏族に対し優先して婚を通じ、彼らと血縁的に結合した上で、当該四氏族を領袖的集団とする各支系属下の諸氏族を間接的に取り込むことを企図した。建国の後にもこの四氏族との通婚を重点的に継続せしめたことは、(50) 金朝統治上に必要不可欠となる支配民族たる女真族総体の掌握を、この血縁関係に依拠して行っていたのであり、換言すれば、金朝における最高支配階層としての按出虎完顏家の立場は徒單・蒲察・烏古論・唐括の四氏族との血縁的結合なくしては保持し得なかつたことになろう。(51) 第四節に述べたように熙宗朝に女真姓の序列が制定された際、諸姓の帰属および封除対象として、旧来の四大支系の概念を保持しつつ四封郡制を採用した。その際に、国姓たる完顏を全九八姓中の最上位に位置せしめるのではなく、あくまで金源郡諸姓中の第一位にとどめていた事実は、遼代女眞の氏族集団的性格が当時においても色濃く残存しており、金宗室たる按出虎完顏家は未だ女眞諸氏族の中に絶対的優位性を確立するに至らなかつたことを明示している。

以上のことと踏まえる時、按出虎完顔家による通婚家輩出氏族の選択に内在する政治性は覆うべくもなく、彼らと諸通婚家、特に徒单・蒲察・烏古論・唐括部を出身とする諸家との間に形成された偏向的婚姻関係、およびそこに顯示される排他性は、正しく彼ら自身の政略行動の結果と捉えることが出来るのである。

注

- 1 張博泉『金史簡編』（遼寧人民出版社・一九八四）第一、第三章他参照。
- 2 三上次男「遼末における金室完顔家の通婚形態」（『東洋学報』二七一四・一九四〇、のち『金代政治・社会の研究』中央公論美術出版・一九七三に再録）参照。また近年では陶晋生氏が同様に通婚家選定における地理的環境の影響について言及している（陶『宋遼金元史新編』第十章「女真族の起源及其文化」稻鄉出版社・二〇〇三）。
- 3 桑秀雲「金室完顔氏婚制之試釋」（『中央研究院歴史語言研究所集刊』三九本上冊・一九六九）参照。
- 4 増井寛也「初期完顔氏政權とその基礎的構造」（『立命館文学・三田村博士古希記念東洋史論叢』一九八〇）参照。なお交叉イトコ婚とは、父の姉妹の子供と母の兄弟の子供との婚姻を言い、父方交叉イトコ婚の場合は配偶者選択を行なう婚姻形態をとり、一方、母方交叉イトコ婚の場合は配偶者選択を行わない規定的婚姻形態をとりやすいとされる（石川栄吉他『文化人類學事典』五六〇五七頁・弘文堂・一九八七）。
- 5 三上氏は、遼代、按出虎完顔家と特定家（後の通婚家）との間に排他的族内婚グループが形成され、これが金建国の後までも継承されたと論じ、さらにこのグループが往昔において共通の利害上にたつていていた一集團であったと推測するにとどめている（前掲三上論文）。
- 6 文化人類学上、氏族は神話・伝説上に仮定された始祖からたどられる共通の出自によって組織された社会集団であり、神話的認識・トーテム等に基づき相互に同一の成員であることを意識している集団と定義される（前掲『文化人類學事典』三三〇～三三一頁）。女真族においては既に池内宏・増井寛也両氏が完顔部の事例を挙げ、按出虎完顔家とそれ以外の諸完顔部との間に存在する共通出自の認識を指摘されている（池内「金史世紀の研究」「満鮮史研究」中世・第一冊、

および前掲増井論文。これが果たして女真族全般に適応されるか否かは史料上に示される事例の不足から断定は出来ないが、本稿では便宜上、固有の集団名を冠する一群は共通の出自を認識するものと仮定し、これを氏族と称することとする。

第六代君長の景祖烏古廻は、遼に叛いた五国蒲韁部の拔乙門を捕らえた功績により生女直部族節度使を授けられた。以後、太祖阿骨打に至るまで代々の按出虎完顏家君長はこの節度使職を承襲している。論中に示した景祖以下康宗までの在位期間は節度使としてのものを挙げている。ただし太祖に関しては一一一三年に都勃極烈に就任、一四年が節度使の兼任時期、それ以降が金朝皇帝としてのものである。

池内宏氏は始祖以下昭祖までの五人を金室の世系を延長するために意図的に付加された説話上の人物としたが（前掲池内論文）、松浦茂氏は昭祖石魯を境として『金史』世紀の史料的性格に変更が見られることを根拠に、彼が実在する人物であった可能性を述べている（松浦「金代女真氏族の構成について—『金史』百官志にみえる封号の規定をめぐって—」『東洋史研究』三六一四・一九七八）。確かに、世紀の昭祖紀には彼による速頻・耶懶方面的経略を記し、またその正室を徒單部出身の女性と特定するなど、始祖以下献祖までと異なり記載に具体性が認められる。本稿では、この点を積極的に評価し、松浦氏の説に従い昭祖を実在上の人物と捉えることとする。

宣宗の皇后・王氏は中都（北京市）の漢族であり、貞祐二年（一二一四）に溫都姓を賜い、皇后に冊立された（『金史』卷六四・宣宗皇后伝）。

『金史』卷六三・太祖光懿皇后伝に「太祖光懿皇后、裴滿氏。天會十三年追謚」とある。

『金史』卷六五・卷六六・始祖以下諸子伝、卷六三・熙宗悼平皇后伝参照。

海陵・世宗・章宗諸妃のうち非女真人の女性は以下の通り。ただし海陵諸妃に関しては、彼の即位後、無軌道に後宮に納められて妃となった女性は除き、即位以前より配されていた女性のみ挙げた。

【海陵】麗妃耶律氏・宸妃蕭氏（共に契丹人）・元妃大氏（渤海人）

【世宗】元妃張氏・元妃李氏・柔妃大氏（以上渤海人）・賢妃石抹氏（契丹人）・昭儀梁氏（漢人）

【章宗】元妃李氏・承御賈氏・范氏・林氏（以上漢人）

13 前掲三上論文第四章参照。論中に挙げた四氏族の通婚状況に關して、一例を挙げると、「金史」卷八七・紇石烈志寧伝に、

紇石烈志寧、本名撒曷鞏、上京胡塔安人。自五代祖太尉韓赤以來、與國家世爲甥舅。……志寧沉毅大略、娶梁王宗弼

女永安縣主、宗弼於諸婿中、最愛之。

といふ。上京胡塔安（吉林省拉林河口西方石碑歲子）方面に居住していた紇石烈志寧家は五代の祖の韓赤より以来、代々按出虎完顏家と婚を通じ、志寧も宗弼（太祖の第四子）の息女を妻とし、また同伝に「以第十四女下嫁志寧子諸神奴」と記し、彼の息子の諸神奴には世宗の第十四皇女が下嫁されている。

この間の事情については外山軍治・三上次男「金正隆大定年間に於ける契丹人の叛乱（上・下）」（『東洋学報』二六一三、四・一九三九）に詳しい。

忠義の妹にあたる元妃僕散氏について、「金史」中には彼女が誰の妃であつたのか記していないが、後節に挙げる「布色君神道碑」（『牧庵集』卷一七所収）の記載より世宗の妃であつたことが判明する。

『金史』卷六三・后妃伝序に「太祖嫡后聖穆生景宣、光懿生宗幹、有定策功。欽憲有保佑之功、故自熙宗時聖穆、光懿、欽憲皆祔。宣獻生睿宗、大定祔焉」とある。

『金史』卷九三・僕散揆伝、卷一〇二・僕散安貞伝。

韓世明「女真姓氏及姓氏集團研究」第一章（『遼金史論集』第八輯・吉林文史出版社・一九九四）参照。

前掲松浦論文第二章参照。

20 金源郡は黒龍江省阿城市の一帶、広平郡は河北省永年県、臨西郡は甘肅省臨西県、彭城郡は江蘇省徐州市に当たる。封郡号の実例を挙げると「重修濟瀆廟記」（『金石萃編』卷一五八）に、

昭勇大將軍、遼授歸德府治中兼同知孟州防禦使事、上輕車都尉、廣平郡開國伯、食邑七伯戸省部委査監修納蘭和尚。と記し、また「重修蜀先主廟碑」（『八瓈室金石補正』卷一二七）に、
：提舉常平倉事、上輕車都尉、彭城郡開國伯、食邑七伯戸蒲察克溫立石。

とある。基本的に女真人の封爵には受封者の姓（氏族）が属する郡名が冠される（前掲松浦論文参照）。ただしこれはある

金室・按出虎完顏家における主權確立と通婚家の選択（藤原）

くまで原則であり、場合によつては他郡号への改封も行われてゐる。例えば世宗朝の重臣である紇石烈志寧は大定十一年（一一七二）に広平郡王に封ぜられ、同年中に金源郡王に「進封」されてゐる（『金史』卷八七・紇石烈志寧伝）。史料に「進封」と記すことから見て、金源郡は広平郡より上位の封号と見なせる。また、封爵中の郡王号の冠名となるものが金源・広平両郡号のみであり、薩西・彭城両郡は冠名とならないことから判断して（同書・卷五五・百官志吏部條）、四封郡号の価値は一律ではなかつたようである。恐らく金源郡を最上位として、広平郡を次位、薩西・彭城両郡がそれに次いでいたのであろう。

黑白号への両分化の基準および四封郡への封除規定についての詳細は現段階では不明。前者は或いは女真人の畏敬対象たる黒水（混同江）白山（長白山）への諸氏族の帰属―原住地・トーテム等―に基づくものか。後者に関しては、松浦氏が女真諸氏族の封郡決定は漢人とは異なる封除規定に基づくと述べられたものの、その規定を具体的に示されていない（前掲松浦論文）。これら兩個の問題の解決が今後の課題として残されている。

布色碑では百官志吏部條と異なり薩西郡を黒号に属せしめる。王可賓氏はこれについて布色碑は四封郡を黒白両号に等分するべく意図的に所属を改めているとされた（王『女真国俗』第三章・吉林大学出版社・一九八八）。従うべき見解であろう。

拙稿「金代禁衛組織について―侍衛親軍司を中心にして―」第三章（『大谷大学大学院研究紀要』一七・二〇〇〇）参照。

本稿第一節参照。世宗の生母は李氏といい、渤海人女性である（『金史』卷六四・世宗母貞懿皇后李氏伝）。

藤堂明保氏の『中原音韻』に基づく発音比定に依拠する（藤堂編『漢和大字典』学習研究社・一九七八）。

布色碑に載せる布展の父の巴勒、祖父の和賚、曾祖父の巴爾圖、高祖の普爾普に對して、『金史』僕散忠義伝は忠義の父を背魯、祖父を胡闐、曾祖父を班覩、高祖を轉魯補と記し、両史料に載せる父および諸祖の名は、その音において近似している。

渾蠡水は豆満江の東方支流の渾春河に、蘇濱水はウスリースク西方の經芬河に、阿里民忒石水は岡門市北方を南北に流れる嘎呀河の支流に比定される。

留可伝では「問誘奧純、塢塔兩部之民作亂」と記し、一見、塢塔を女真氏族集団の名称と捉えることも可能であるが、

同伝の末に「塙塔城亦撤守備而降。留可先在遼、塙塔已脱身在外。：久之、留可、塙塔皆來降」とい、これが個人名であることを示唆しており、本稿ではこの記載に基づき、塙塔を氏族集団の名称ではなく、某部に属する女真人の名と見なしている。

前掲王『女真国俗』第三章。

例えば完顔部を例に挙げると、金室・按出虎完顔家が按出虎水流域（黒龍江省阿城市阿什河流域）に居住していた他、神隱水（現在地不明・『金史』六八・治訶伝）・耶懶路方面（黒龍江省牡丹江中流域？・同七〇・石土門伝）・馬紀嶺（黒龍江省東南の老爺嶺・同六七・石顯伝）など複数の地域に居住していたことが確認される。

ただし当該方面への経略は穆宗代には完了せず、次の康宗代までもちこされている。

この四十七部は実在する全女真氏族の数を示すのではない。附表IIに示される如く氏族名に基づく女真姓が九八姓あり、かつ曷懶甸方面には三十部女真と呼ばれる地縁に基づく氏族集團が存在していたが、『高麗史』卷四顯宗世家三年二月甲辰條に列举するこの三十部の氏族名の中には附表IIの女真姓に比定し難いもの、未見と考えられるものもある。故に四十七部は按出虎完顔家及び留可たちの居住域に住する諸氏族間に限定的に認識されていた女真氏族の数であったのだろう。

増井氏も婆盧木水裴満家のみを通婚家とされる（前掲増井論文第一章）。

前掲三上論文第四章・増井論文第一章。これによれば徒單諸部の中で活刺渾水敵魯鄉（呼蘭河流域）・按出虎達阿（阿什河流域）・会寧葛馬合窟申（黒龍江省阿城市近辺）に居住する三家を通婚家として挙げている。なお末帝・哀宗は徒單部の女性を皇后に迎えており、按出虎完顔家と徒單部との婚姻の継続性は明白であろう。

『金史』卷六三・熙宗悼平皇后伝および卷一二〇・裴満達伝参照。

『金史』悼平皇后伝からは宗弼（太祖第四子）の没後に後の干政が始まるとの如き印象を受けるが、宗弼の没年は皇統八年（一一四八）であり、論中に後述の『建炎以來繫年要錄』の記載によれば既に皇統二年（一一四二）の時点で南宋側に干政の事実が伝わっている。故にこの宗弼は、恐らく皇統元年（一一四一）五月に没した宗幹（太祖庶長子）の誤りであろう。彼は熙宗の義父に当たり（『松漠紀聞』には彼が相続婚により熙宗生母を娶ったことを記す）、かつ國論左

勃極烈・領三省事を歴任して国政全般を統括する実力者であった。

『金史』には悼平皇后の意を迎えて官に就いたものとして、礼部尚書に至った盧彥倫（卷七五）、參知政事となつた蕭肄（卷一二九）などを挙げている。

『金史』卷一二〇・裴滿忽覩伝には、悼平後の兄弟である忽覩の横暴を述べ、

歷橫海、崇義軍節度使、以后戚枯勢贊汗不法。其在橫海、拜富人爲父、及死、爲之行服而分其資。在崇義、諷寺僧設齋而受其施。及留守中京、益驕恣、苟可以得財無不爲者。選諸猛安富人子弟爲扎野、規取財物、時號閑郎君。朝廷以忽覩與徒單恭等汙濫至甚、命秉德黜陟天下官吏、忽覩以贊寵。

という。中に「以后戚枯勢贊汗不法」と記す如く、彼は后族としての立場を背景として不法行為を行つていた。

『金史』卷四・熙宗紀・天眷元年八月甲寅朔條。

傀儡国家・齊国については外山軍治「劉豫の齊國を中心としてみた金宋交渉」（『金朝史研究』東洋史研究叢刊之十三・

一九六四）参照。

『金史』卷六六・勗伝に「正隆元年、與宗室俱遷中都。二年、例降封金源郡王。薨。年五十九。撰定女直郡望姓氏譜及他文甚衆」とい、穆宗の第五子にあたる勗が『女直郡望姓氏譜』なる書を撰定している。本書は現存せず、その内容や成立時期などの詳細は不明であるが、天眷官制頒行と連係した女真諸姓の金源以下四封郡号への割当て、および姓の序列制定と密接に関わるものであつたことが推測される。

第六代君長の景祖には九子あり、長子の効者はその性柔和なるを理由に君長候補から外れ、次男の世祖が繼承した。以後、四男の肅宗、五男の穆宗に承襲され、世祖の長子・康宗に伝えられた。康宗が没すると、次男の太祖、三男の太宗が金朝皇帝としてこれを継いだ。なお太宗が即位すると、その弟の斜也は儲君の官たる諸班勃極烈となり、次代の皇帝と目されたが、太宗に先んじて没している。陶晋生氏は穆宗没後、効者の長子・撒改が君長位こそ繼承していないものの、国相として君長に匹敵する権限を振るい得たことを指摘されている（陶『女真史論』第二章・稻鄉出版社・二〇〇三）。当時の按出虎完顏家における君長の地位が未だ兄弟間秩序を克服するものではなかつたことが分かる。

長子相続制は熙宗朝において創始されており、皇統二年（一一四二）三月、熙宗は悼平皇后の生んだ濟安を皇太子に立

てている（『金史』卷八〇・濟安伝）。天眷元年（一一三八）頒行の新官制と連係していたことが推測される。按出虎完

顏家における君長位繼承法の変遷については王徳忠「女眞政權伝世方式瑣談」（『北方文物』一九八九—二）参照。
世祖・肅宗・穆宗の正室は第一節に挙げた通り、それぞれ撈懶氏・蒲察氏・烏古論氏であり、世祖の諸孫のうち、君長位を継いだ太祖の諸子の正室は以下の通り（太祖十九子の内、配偶者名の確認される者のみ列挙）。

宗幹（長子・海陵の父）：徒單氏
宗峻（次子・熙宗の父）：蒲察氏

宗弼（四子）：徒單氏

宗輔（五子・世宗の父）：蒲察氏
宗敏（一二子）：蒲察氏

『松漠紀聞』に「金國舊俗多指腹爲昏姻、既長雖貴賤殊隔、亦不可渝」と記すように、女真人は指腹婚によりその配偶者決定を行つており、この習俗は按出虎完顏家も例外ではなかつた。無論、母胎中にあるときには男女の判定はできず、生前よりその配偶者が定まつていたかどうかは疑問であるが、生後、幼児期までにはほぼ決定されていたと思われる。

蒲察部の石家奴が幼時に太祖の家で養育され、長じてその息女を妻としたこと、また烏古論元忠が幼時に世宗の家に養われ、後にその長女を娶つたことはその証例であろう（『金史』卷一二〇・石家奴伝、烏古論元忠伝）。康宗・太祖・太宗の生年は、それぞれ遼・清寧七年（一一六一）、咸雍四年（一一六八）、太康元年（一一七五）であり、景祖の没年が咸雍十年（一一七四）であるから、康宗・太祖の配偶者は景祖代の末期、太宗は世祖代の初期において決定されていたと考えられる。

唐括部中の諸通婚家のうち、その居住地が判明しているのは、共に通肯河流域に居住する景祖昭肅皇后家と唐括撈懶家

（『金史』卷二〇・唐括德溫伝）のみである。

『金史』卷六三・后妃伝および『大金集禮』卷六・追謚后條。
『金史』卷七六・堯伝

『金史』卷一二〇・世戚伝序に次のように記す。

金室・按出虎完顏家における主権確立と通婚家の選択（藤原）

世祖時、烏春爲難、世祖欲求昏以結其驩心、烏春曰、女直與胡里改豈可爲昏。世宗（章宗の誤り）時、賜夾谷清臣族同國人。清臣、胡里改人也。

附表 I に示された徒單・蒲察・烏古論・唐括四部に対する通婚状況からも確認されよう。

「大金故開府儀同三司判彰德尹駙馬都尉任國簡定公墓誌銘并序」（『北京文物与考古』一九八三に拓影載録）に、
公諱元忠、小字訛里也、姓烏古論氏。其先上京獨拔古棚人。：皇朝肇啓、天命革、諸部之材武者、禮義相翼、同濟
大業。公之鼻祖、起附之、且戒子孫、有死無貳。故蒙恩澤、世聯姻戚。
という。『金史』卷一二〇・烏古論元忠伝によれば、当家は、元忠の父・訛論が太祖の畢国公主に尚して以来、代々公主
が下嫁される名家であるが、上記墓誌銘からは当家が建国以前より一貫して按出虎完顏家に与えていたために優遇を受け、代々婚を通じることが許されたことを記す。この事例よりみて通婚の継続は按出虎完顏家への助力に対する報酬的
措置でもあつた。